

宮城教育大学学生等表彰基準に関する申し合わせ事項

平成23年10月12日 制 定

令和4年12月15日 最終改訂

宮城教育大学学生等表彰規程第3条第1項第1号から第3号及び第3条第2項に定める表彰基準は、次のとおりとする。

(表彰基準)

第3条第1項第1号関係

- ・スポーツ競技会、コンクール等における優秀な成績とは、原則として国際的・全国的規模の大会で入賞、又は東北地区大会で第3位以内の入賞であり、かつその大会において入賞が容易でないと判断される場合とする。
- ・芸術・文化活動における優秀な成績とは、国際的・全国的又は東北規模の審査等で賞を受け、かつその審査において受賞が容易でないと判断される場合とする。

第3条第1項第2号関係

- ・学術研究活動における顕著な業績とは、国際的又は全国的規模の学会等から表彰を受けた場合、又は全国規模の学会等の東北規模の支部の審査等で賞を受け、かつその審査において受賞が容易でないと判断される場合とする。

第3条第1項第3号関係

- ・社会活動における優れた評価とは、公的機関等から表彰を受けた場合とする。

第3条第2項関係

- ・第3条の表彰基準に準じる功績・業績等があり、当該活動が本学学生の範となる啓発的な活動であると認められる場合とする。

第3条第1項及び第2項関係

- ・同一の学生等が同一内容の成績・業績等による表彰に対して、本学学長賞の授与を検討する場合は、過去に授与した際の成績・業績等を考慮して判断する。本学学長奨励賞の授与に関しては、制限をしない。

附則

この申し合わせ事項は、平成23年10月12日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附則

この申し合わせ事項は、平成25年2月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則（令4規第120号改正）

この申し合わせ事項は、令和4年12月15日から施行し、令和4年12月1日から適用する。